

改 正 後	現 行
②① 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。 ②② 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。 ②③ 緊急時受入加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算については、2 の(6)の②②の規定を準用する。 ②④ 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 16 の 4 の集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。 ②⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 17、18 及び 19 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 (6) 就労定着支援サービス費 ① 就労定着支援の対象者について 就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援 A 型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとし	②① 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の(3)の⑰の規定を準用する。 ②② 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の(1)の⑬の規定を準用する。 ②③ 緊急時受入加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 3 の緊急時受入加算については、2 の(6)の②②の規定を準用する。 ②④ 集中的支援加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 16 の 4 の集中的支援加算については、2 の(5)の⑦の規定を準用する。 ②⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 17、18 及び 19 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 (6) 就労定着支援サービス費 ① 就労定着支援の対象者について 就労定着支援については、報酬告示第 14 の 2 の 1 の注 1 に規定する生活介護等を受けて通常の事業所(就労継続支援 A 型事業所は除く。)に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 月に達した障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとし

改正後	現 行
て指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型（以下（６）において「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）が対象となる。この場合、例えば、令和６年４月１日に就職した者は、令和６年９月３０日に６月に達した者となることから、令和６年１０月１日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となり、また、令和６年４月１日に就職し、令和６年６月３０日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和６年１２月３１日に６月に達した者となることから、令和７年１月１日から就労定着支援を利用できることとなる。 なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が６月以上４２月未満の障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上４２月未満のもの）が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は４２月から就労を継続している期間を除いた期間とする。 ② 就労定着支援サービス費について	て指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援Ａ型等若しくは指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型（以下（６）において「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については、当該生活介護等を受けた後、就労を継続している期間が６月に達したもの）が対象となる。この場合、例えば、令和６年４月１日に就職した者は、令和６年９月３０日に６月に達した者となることから、令和６年１０月１日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となり、また、令和６年４月１日に就職し、令和６年６月３０日まで労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定就労移行支援等を受けた場合は、令和６年１２月３１日に６月に達した者となることから、令和７年１月１日から就労定着支援を利用できることとなる。 なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する就労移行支援等を受けた後に就労し、就労を継続している期間が６月以上４２月未満の障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が６月以上４２月未満のもの）が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は４２月から就労を継続している期間を除いた期間とする。 ② 就労定着支援サービス費について

改正後	現 行
(一) 就労定着支援サービス費の区分について 就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したもの）に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。 ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数（以下「利用者総数」という。）を算出する。 イ アの過去3年間に就労定着支援の利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。 ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。） ウ $\text{イ} \div \text{ア}$により就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。	(一) 就労定着支援サービス費の区分について 就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月に達したもの）に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。 ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数（以下「利用者総数」という。）を算出する。 イ アの過去3年間に就労定着支援の利用者総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。 ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者 ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。） ウ $\text{イ} \div \text{ア}$により就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。

改正後	現行
・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。 エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。 オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。 カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。 また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続	・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)第 26 条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合 ・ 雇用された事業所が倒産した場合 ・ 利用者が死亡した場合 新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。 エ 指定を受ける前月末日から起算して過去 3 年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。 オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。 カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。 また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月から当該年度の 3 月までの就労定着率については、直近 1 年間の利用者総数のうち支援の提供を開始した日から 1 年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続

改正後	現 行
している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。 キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。 ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。 ケ $\text{ク} \div \text{キ}$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。 (例1) 令和6年4月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法 ・ 令和6年4月から令和6年9月まで → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ 令和6年10月から令和7年3月まで → 令和6年4月から令和6年9月までと同じ ・ 令和7年4月から令和8年3月まで → 令和6年度の利用者総数のうち令和6年度末日において就労が継続している者の数の割合 ・ 令和8年4月から令和9年3月まで → 令和6年度及び令和7年度の利用者総数のうち令和7	している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。 キ 支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用者の総数を算出する。 ク キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(一)のイの規定を準用して算出する。 ケ $\text{ク} \div \text{キ}$により新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(一)のウの規定を準用して算出する。 (例1) 令和6年4月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法 ・ 令和6年4月から令和6年9月まで → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間において、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合 ・ 令和6年10月から令和7年3月まで → 令和6年4月から令和6年9月までと同じ ・ 令和7年4月から令和8年3月まで → 令和6年度の利用者総数のうち令和6年度末日において就労が継続している者の数の割合 ・ 令和8年4月から令和9年3月まで → 令和6年度及び令和7年度の利用者総数のうち令和7

改 正 後	現 行
年度末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和9年4月から令和10年3月まで → 令和6年度、令和7年度及び令和8年度の利用者総数のうち令和8年度末日において就労が継続している者の数の割合 (例2) 令和6年6月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法 - 令和6年6月から令和6年11月まで → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間に於いて、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和6年12月から令和7年3月まで → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ - 令和7年4月から令和7年5月まで → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ - 令和7年6月から令和8年3月まで → 令和6年6月から令和7年5月までの利用者総数のうち令和7年5月末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和8年4月から令和9年3月まで → 令和6年6月から令和8年3月までの利用者総数のうち令和7年度末日において就労が継続している者の数の割合	年度末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和9年4月から令和10年3月まで → 令和6年度、令和7年度及び令和8年度の利用者総数のうち令和8年度末日において就労が継続している者の数の割合 (例2) 令和6年6月に支援の提供を開始した場合の就労定着率の算出方法 - 令和6年6月から令和6年11月まで → 支援の提供を開始した前月末日から起算して過去3年間に於いて、一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数のうち前月末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和6年12月から令和7年3月まで → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ - 令和7年4月から令和7年5月まで → 令和6年6月から令和6年11月までと同じ - 令和7年6月から令和8年3月まで → 令和6年6月から令和7年5月までの利用者総数のうち令和7年5月末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和8年4月から令和9年3月まで → 令和6年6月から令和8年3月までの利用者総数のうち令和7年度末日において就労が継続している者の数の割合

改正後	現 行
- 令和9年4月から令和10年3月まで → 令和6年6月から令和9年3月までの利用者総数のうち令和8年度末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和10年4月から令和11年3月まで → 令和7年度、令和8年度及び令和9年度の利用者総数のうち令和9年度末日において就労が継続している者の数の割合 (二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にする。	- 令和9年4月から令和10年3月まで → 令和6年6月から令和9年3月までの利用者総数のうち令和8年度末日において就労が継続している者の数の割合 - 令和10年4月から令和11年3月まで → 令和7年度、令和8年度及び令和9年度の利用者総数のうち令和9年度末日において就労が継続している者の数の割合 (二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを共有することが望ましい。なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の10日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にする。

改正後	現行
イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。 ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。 また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上に達したもの)であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。 ③ 支援体制構築未実施減算について 報酬告示第14の2の1の注7に規定する支援体制構築未実施減算は、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見	イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行規則第20条に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。 ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。 また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を受けた障害者については、当該就労移行支援等を受けた後、就労を継続している期間が6月以上に達したもの)であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。 ③ 支援体制構築未実施減算について 報酬告示第14の2の1の注7に規定する支援体制構築未実施減算は、就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見

改 正 後	現 行
込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を1つでも講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。 イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（以下（四）において「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関（以下、（四）において「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。 ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。 ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。 ④ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算	込まれる利用者に係る適切な引き継ぎのための以下の措置を1つでも講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。 イ 支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者（以下（四）において「要継続支援利用者」という。）の状況その他の当該要継続支援利用者に対する支援に当たり必要な情報（以下「要継続支援利用者関係情報」という。）について、当該要継続支援利用者を雇用する事業所及び就労支援等の関係機関（以下、（四）において「関係機関等」という。）との当該要継続支援利用者関係情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任していること。 ロ 指定就労定着支援事業所において指定就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、要継続支援利用者の同意を得て、関係機関等との間で要継続支援利用者関係情報を共有していること。 ハ 関係機関等との要継続支援利用者関係情報の共有の状況に関する記録を作成し、保存していること。 なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないこと。 ④ 特別地域加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算

改正後	現行
定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。 なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ⑤ 地域連携会議実施加算の取扱い （一）報酬告示第 14 の 2 の 2 の地域連携会議実施加算については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大 3 年間)を通じ、1 月に 1 回、年に 4 回を限度に、所定単位数を加算する。 ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター	定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。 なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 10 に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 12 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ⑤ 地域連携会議実施加算の取扱い （一）報酬告示第 14 の 2 の 2 の地域連携会議実施加算については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大 3 年間)を通じ、1 月に 1 回、年に 4 回を限度に、所定単位数を加算する。 ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 ア 障害者就業・生活支援センター イ 地域障害者職業センター

改 正 後	現 行
ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 (二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。	ウ ハローワーク エ 当該利用者が雇用されている事業所 オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等 カ 特定相談支援事業所 キ 利用者の通院先の医療機関 ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村 ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等 (二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。

改 正 後	現 行
(三) 就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。 ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合 ⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1 回に限り加算する。 なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。 ⑦ 就労定着実績体制加算の取扱いについて	(三) 就労定着支援計画に関するケース会議であるため、下記アを行った場合には地域連携会議実施加算（Ⅰ）と、イを行った場合に地域連携会議加算（Ⅱ）を算定すること。 ア サービス管理責任者がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った イ サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員又は就労支援員がケース会議に出席して就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して専門的な見地からの意見を求め、必要な便宜の供与について検討を行った上で、サービス管理責任者に対しその結果を共有した場合 ⑥ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 3 の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1 回に限り加算する。 なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。 ⑦ 就労定着実績体制加算の取扱いについて

改正後	現行
(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者)については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 (二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。 (三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、令和6年4月から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者)については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、令和7年度から就労定着実績体制加算を算定できる。	(一) 報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者)については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において100分の70以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 (二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。 (三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、令和6年4月から就労定着支援を実施する場合であって、令和6年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして就労移行支援等を利用した者)については、当該就労移行支援等を受けた後、42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、令和7年度から就労定着実績体制加算を算定できる。

改正後	現 行
⑧ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 ⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 7、8 及び 9 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 (7) 自立生活援助サービス費 ① 自立生活援助サービス費について （一）自立生活援助サービス費の対象者について ア 自立生活援助サービス費（Ⅰ）については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容さ	⑧ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 5 の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3 の(3)の⑪の(二)のイに掲げる訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。 ⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑱の規定を準用する。 ⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 2 の 7、8 及び 9 の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2 の(1)の⑳の規定を準用する。 (7) 自立生活援助サービス費 ① 自立生活援助サービス費について （一）自立生活援助サービス費の対象者について ア 自立生活援助サービス費（Ⅰ）については、障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容さ

改正後	現行
れていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから 1 年以内（退所等した日から 1 年を経過した日の属する月まで）の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から 1 年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。 イ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、施設退所者であって、退所等した日から 1 年を超える者若しくは現に居宅において単身である者又は同居している家族等が障害、疾病を有しているため若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。 ウ 自立生活援助サービス費（Ⅲ）については、ア又はイの要件に該当する者又は自立した地域生活を継続することが困難であるものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所	れていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから 1 年以内（退所等した日から 1 年を経過した日の属する月まで）の期間又は同居家族の死亡や入院、虐待等の市町村が認める事情により急遽単身での生活をするようになった障害者であって、単身生活を開始した日から 1 年以内の期間について、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。 イ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、施設退所者であって、退所等した日から 1 年を超える者若しくは現に居宅において単身である者又は同居している家族等が障害、疾病を有しているため若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。 ウ 自立生活援助サービス費（Ⅲ）については、ア又はイの要件に該当する者又は自立した地域生活を継続することが困難であるものとして市町村が認める者に対し、指定自立生活援助事業所

改正後	現行
の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。(報酬告示第14の3の1のイ又はロを算定する場合を除く。) (二) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について ア 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。 なお、地域生活支援員は、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定において、定期的な訪問による支援をおおむね週に1回以上行うこととされているが、月の途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定するものとする。 イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。 (例) 利用者数が30人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が、障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合 → $30 \text{ 人} \div (0.5 + 1) = 20$	の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問による支援及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。(報酬告示第14の3の1のイ又はロを算定する場合を除く。) (二) 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の算定について ア 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に掲げる地域生活支援員1人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。 なお、地域生活支援員は、指定障害福祉サービス基準第206条の18の規定において、定期的な訪問による支援をおおむね週に1回以上行うこととされているが、月の途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、定期的な訪問を1月に2日以上行った場合に算定するものとする。 イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）及び（Ⅱ）の「利用者数を地域生活支援員の人数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。 (例) 利用者数が30人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が、障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合 → $30 \text{ 人} \div (0.5 + 1) = 20$

改正後	現行
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満のため、自立生活援助サービス費(Ⅰ)の(1)を算定 (三) 自立生活援助サービス費(Ⅲ)の算定について 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとする。 ② 特別地域加算の取扱いについて 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて (一) 趣旨 当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第 77 条第 3 項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生	利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満のため、自立生活援助サービス費(Ⅰ)の(1)を算定 (三) 自立生活援助サービス費(Ⅲ)の算定について 居宅への訪問による支援が1月に1日以上行われなかった場合は、テレビ電話装置等による支援の回数にかかわらず算定しないものとする。 ② 特別地域加算の取扱いについて 特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 17 に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 21 条第 3 項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ③ 地域生活支援拠点等機能強化加算の取扱いについて (一) 趣旨 当該加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等（法第 77 条第 3 項に規定する地域生活障害者等をいう。以下同じ。）の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するものである。 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生

改正後	現 行
活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算する (二) 拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。 なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。 (三) 算定に当たっての留意事項	活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営していること又は拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営しており、かつ、市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）について加算する (二) 拠点コーディネーターの要件及び業務 拠点コーディネーターについては、専ら当該地域生活支援拠点等におけるコーディネート業務に従事することを基本とし、原則として、拠点コーディネーターが他の職務を兼ねることはできない。ただし、障害の特性に起因して生じる事態等における緊急的な支援や、地域生活障害者等の地域移行等に係る支援など、拠点コーディネーターが自ら支援を提供することについて市町村が特に必要と認める場合には、拠点機能強化事業所の他の職務に従事することができるものとする。 なお、拠点コーディネーターの要件及び実施すべき業務については、「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について（令和6年3月29日障発0329第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」を参照すること。 (三) 算定に当たっての留意事項

改 正 後	現 行
ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。 ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④（四を除く。）の規定を準用する。 ⑤ ピアサポート体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研	ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数の目安を共有しておくこと。 イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業者が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。 ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。 ④ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④（四を除く。）の規定を準用する。 ⑤ ピアサポート体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研

改正後	現行
修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。 ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑤において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。 （一）算定に当たっての留意事項 研修の要件及び障害者等の確認方法については、3 の(1)の③の(二)及び(三)の規定を準用する。 （二）手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、	修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。 ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下この⑤において「障害者等」という。）であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。 （一）算定に当たっての留意事項 研修の要件及び障害者等の確認方法については、3 の(1)の③の(二)及び(三)の規定を準用する。 （二）手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、

改正後	現 行
当該公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 ⑥ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 4 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。 ⑦ 集中支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 4 の 2 の集中支援加算については、自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定する利用者に対して、対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合に算定できるものであること。 ⑧ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。 ⑨ 緊急時支援加算の取扱いについて	当該公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。 ⑥ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 4 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。 ⑦ 集中支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 4 の 2 の集中支援加算については、自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定する利用者に対して、対面による支援を 1 月に 6 日以上実施した場合に算定できるものであること。 ⑧ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 5 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について支援回数に応じて算定できるものであること。 ⑨ 緊急時支援加算の取扱いについて

改 正 後	現 行
報酬告示第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。 (一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑨の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 (二) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のロの緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。 ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。 (三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 (四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 (五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受	報酬告示第 14 の 3 の 6 の緊急時支援加算については、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。 (一) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のイの緊急時支援加算(Ⅰ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後 10 時から午前 6 時までの時間をいう。以下、この⑨の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものであること。 (二) 報酬告示第 14 の 3 の 6 のロの緊急時支援加算(Ⅱ)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に算定できるものであること。 ただし、緊急時支援加算(Ⅰ)を算定する場合は、当該緊急時支援加算は算定できないこと。 (三) 緊急時支援を行った場合は、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 20 において準用する指定障害福祉サービス基準第 19 条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援加算の算定対象である旨等を記録するものとする。 (四) 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できるものであること。 また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できるものであること。 (五) 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受

改正後	現行
けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて	けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できるものであること。 (六) 市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を1名以上配置していることを都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所の場合、イに定める単位数に、さらに50単位を加算するものとする。 なお、市町村が当該指定自立生活援助事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と指定自立生活援助事業所とで事前に協議し、当該指定自立生活援助事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から指定自立生活援助事業所に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び指定自立生活援助事業所は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。 さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 ⑩ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて

改正後	現 行
報酬告示第 14 の 3 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑬の規定を準用する。 ⑪ 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 8 の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX 等)等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ⑫ 居住支援連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 9 の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住	報酬告示第 14 の 3 の 7 の利用者負担上限額管理加算については、2 の(1)の⑬の規定を準用する。 ⑪ 日常生活支援情報提供加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 8 の日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第 8 条若しくは医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)第 4 条の 2 の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段(面談、文書、FAX 等)等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ⑫ 居住支援連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 3 の 9 の居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住

改正後	現行
宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会と	宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 当該加算を算定する場合は、居住支援法人又は居住支援協議会と

改正後	現行
の連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 ⑬ 地域居住支援体制強化推進加算について 報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記	の連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 ⑬ 地域居住支援体制強化推進加算について 報酬告示第14の3の10の地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）別表第1の8に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記

改正後	現 行
録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。 (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ① 共同生活援助サービス費について （一）共同生活援助の対象者について 共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。 この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。 なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。 また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移	録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ⑭ 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについて報酬告示第14の3の11、12及び13の福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。 (8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 ① 共同生活援助サービス費について （一）共同生活援助の対象者について 共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。 この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。 なお、これらの事業には、身体障害者手帳の交付、国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。 また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移